

広島県公営企業管理規程第六号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年七月三十日

広島県公営企業管理者 沖 邊 竜 哉

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

広島県公営企業財務規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務引継) 第百三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の引継目録は、二通調製し、前任者及び後任者がそれぞれ一通を保存するものとし、前任者は、定期預金出納簿にあつては、発令の日の前日をもつて各口座を締め切り、その次に合計高及び引継年月日を記載し、その他の帳簿及び帳票にあつては、末葉に引継年月日を記載し、それぞれ後任者とともに記名しななければならない。</p>	<p>(事務引継) 第百三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の引継目録は、二通調製し、前任者及び後任者がそれぞれ一通を保存するものとし、前任者は、定期預金出納簿にあつては、発令の日の前日をもつて各口座を締め切り、その次に合計高及び引継年月日を記載し、その他の帳簿及び帳票にあつては、末葉に引継年月日を記載し、それぞれ後任者とともに記名押印しなければならない。</p>

別記様式第三十三号中「㉞」及び「㉟」を削る。

別記様式第三十七号及び別記様式第四十号中「㉞」を削る。

別記様式第四十五号（その一）中「㉞」を削る。

別記様式第四十五号（その二）中「㉞」を削る。

別記様式第四十六号、別記様式第五十号、別記様式第五十一号及び別記様式第五十五

号中「㉞」を削る。

別記様式第五十六号中「㉞」を削る。

附 則

この規程は、令和三年八月一日から施行する。